ともいきケアスクール介護職員初任者研修学則

事業者名称	社会福祉法人ともいき福祉会
代表者職氏名	理事長　小牧 卓司
主たる事業所の 所在地	郵便番号 500-8353 岐阜市六条東一丁目１３番１２号
研修事業を実施する 事業所の所在地	特別養護老人ホーム　ケアコート徹明通り 郵便番号 500-8879　岐阜市徹明通六丁目１４番 電話番号 058-215-9070
問合せ先 （担当者名）	特別養護老人ホーム　ケアコート六条 介護職員初任者研修係　大西有差美 電話番号 058-213-1465　FAX 番号 058-213-1466
研修名称	ともいきケアスクール介護職員初任者研修（通学課程）
研修目的	介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育について、対人理解や対人援助としての職務に必要とされる専門的知識や技術を学習し、習得するための研修を行うことを目的とします。
講義の方法	通学課程
使用テキスト	中央法規出版　介護職員初任者研修課程テキスト
受講対象者	1　面接授業に通学可能な方で、義務教育を修了し、研修を修了できると認められる者。 2　訪問介護事業または在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者、もしくは従事している者。 3　受講希望者多数の場合の選考方法 第１優先事項　…岐阜市及びその周辺地域在住の方を優先 第２優先事項　…申込み先着順 上記事項に則って選考します。
受講定員	15　名（最小定員　５名）
募集期間	2026年 8月 1日（土）～ 2026年 8月 25日（火）
研修期間	2026年 9月 1日（火）～ 2026年 11月 2日（月）
研修日程及び講師	別紙（様式第２の２号研修日程表）参照
研修実施場所 （面接授業）	特別養護老人ホーム　ケアコート徹明通り 郵便番号 500-8879　岐阜市徹明通六丁目１４番
研修実施場所 （演習）	特別養護老人ホーム　ケアコート徹明通り 郵便番号 500-8879　岐阜市徹明通六丁目１４番

実習施設（事業所）	実習は実施しない。
研修修了の評価（認定）方法	全科目を修了後の修了試験（筆記試験）において、満点の 70%以上に到達した者を修了認定します。（不合格者には合格基準を満たすまで再試験を行います。）
補講の実施方法及び取扱い	やむを得ない事情により研修を遅刻、欠席、中断した者及び筆記試験で合格基準を満たさない者で必要と認める者に対し、補講を行うものとします。 ① 講義の補講については、担当講師による個別指導とします。 ② 演習の補講については、担当講師による個別指導をします。 補講費用は、以下のとおりです。 ① 講義の補講　1回につき 1,000 円(税別) ② 演習の補講　　1時間につき 1,000 円(税別)
他事業者での補講（必要な場合のみ）	なし
受講申込方法	1　資料請求 電話、FAX、郵便、Eメール、来所のいずれかの方法により、お受けします。 学則、募集要項、受講申込書等をお渡しします。 2　受講申込み 申込書を来所による持参または郵送により行っていただきます。 その際、以下に掲げる本人確認のための証明書等のうち1つ以上を添付していただきます。 ＜本人確認のための証明書（複写）＞ ① 自動車運転免許証（両面複写（現住所が確認できる箇所を含む。） ② 健康保険証（両面複写（現住所が確認できる箇所を含む。） ③ 戸籍謄本、戸籍抄本または住民票(いずれも発行3か月以内) ④ 住民基本台帳カード ⑤ 旅券 ⑥ 年金手帳 ⑦ 在留カード ⑧ その他国家資格等免許証または登録証

	3　受講申込先 特別養護老人ホーム　ケアコート六条（7/1 開設） 介護職員初任者研修係 郵便番号 500-8356　岐阜市六条江東 1 丁目 11 番 1 号 電話番号 058-213-1465　FAX 番号 058-213-1466 ※ 受講資格の有無については、別途連絡します。 ※ 受講料の支払いの確認をもって受講確定者とします。
研修受講料	80,000 円（税別）※ テキスト代含む
解約規定	1　受講希望者からの解約 入金後本人の都合で受講しない場合は、返金しません。 2　当校からの解約 募集期間終了時点で受講確定者が 5 名に満たない場合、中止とし、全額を返金します（振込手数料があった場合、手数料も負担します）。
個人情報の取扱い	1　研修施設及び実習施設において研修運営上、知り得た受講者に関する個人情報は厳重に保管し、使用に際しては適切な取り扱いを徹底します。 2　受講者が研修上知り得た個人情報（実習講義を含む。）を他に漏らすことを禁じます。 ※ 受講者には別途「個人情報等に関する誓約書」を提出していただきます。
その他研修受講に関する規定	1　中止について 募集期間終了時点で受講確定者が 5 名に満たない場合、中止とします。 2　退校について ・ 受講者の事情等により、やむを得ない理由で退校される場合は、別紙「介護職員初任者研修中断・退校届」を提出いただきます。 ・ 無断欠勤が 2 回あった場合、退校処分とします。 ・ 研修態度不良等の理由により、講師から講義認定を得られなかった場合、退校処分とします。 ・ 遅刻、欠席、中断の合計が研修時間の 1 割（13 時間）を超えた場合、退校処分とします。 3　遅刻・欠席の取扱いについて ・ 原則、遅刻・欠席は認められません。 ・ やむを得ない理由で欠席される場合、別紙「介護職員初任者研

	修欠席届」を提出し、補講を受けていただきます。 ・ やむを得ない理由で 10 分以上遅刻する場合、参加は出来ますが欠席扱いとなり、補講を受けていただきます。 ・ 連絡することなく 10 分以上遅刻した場合、無断欠席扱いとします。 4　受講の中断について ・ 受講の中断をしたい場合は、別紙「介護職員初任者研修中断・退校届」を提出いただきます。 ・ 中断は、やむを得ない理由であることとし、補講を受けていただきます。 5　苦情対応者 副校長　三輪　知広 6　情報開示の方法 ・ チラシ、募集要項を作成します。 ・ インスタグラムにて情報開示します。 ・ ホームページにおいて情報開示します。 ホームページアドレス　https://tomoikikai.net/